

厚生労働省 群馬労働局発表
令和5年9月5日（火）

報道関係者 各位

【照会先】

最低賃金

群馬労働局労働基準部賃金室
室長 木村 昌訓
賃金指導官 青木 加寿美
(電話 027-896-4737)

業務改善助成金

群馬労働局雇用環境・均等室
室長 奥町 由美子
雇用環境改善・均等推進監理官 中野 直美
(電話 027-896-4739)

—「群馬県最低賃金」は10月5日から時間額935円に引き上げ—

1 群馬労働局長（加藤博人）は、群馬地方最低賃金審議会（会長：谷口聰 高崎経済大学教授）からの答申を受け、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）を40円引き上げて時間額935円とする改正決定を行い、令和5年9月5日付けで官報公示を行いました。

これにより、群馬県最低賃金は、令和5年10月5日から時間額935円に引き上げられことになります（資料1）。

2 群馬県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称の如何を問わず、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

3 今後、群馬労働局においては、改正後の最低賃金の周知と履行確保に努めまいります。

さらに、中小企業・小規模事業者における賃金引き上げには、生産性向上が不可欠であるとされているため、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合にその費用の一部を助成する「業務改善助成金」の周知と活用促進に取組んでまいります（資料2,3）。

【参考】

1 群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
時間額	809円	835円	837円	865円	895円

2 最低賃金制度

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

3 最低賃金の対象となる賃金

対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から、次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

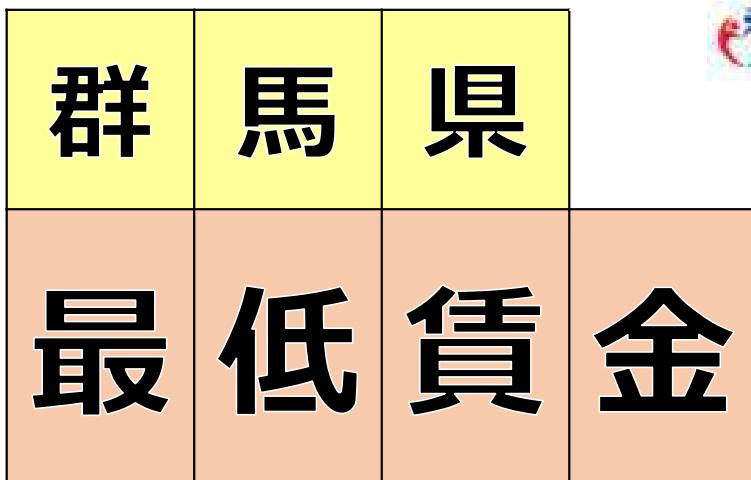
4 特定最低賃金（産業別最低賃金）

群馬県内では、すべての使用者・労働者に適用される「群馬県最低賃金（地域別最低賃金）」のほかに、特定の産業に適用される「特定最低賃金」が設定されており、これらの産業では、群馬県最低賃金と特定最低賃金が重複して適用されますが、この場合、金額の高い「特定最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

なお、「特定最低賃金」の改正については、今後、群馬地方最低賃金審議会で審議を行うこととしています。

群馬県の特定最低賃金	現行の時間額
群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金	976円
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金	965円
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	965円
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金	965円

今年も変わります！最低賃金額！



厚生労働省
群馬労働局



令和 5年 10月 5日 から！

前年比
40円UP

9 3 5

時間額
円

正社員、パート、アルバイトなど、
働くすべての人と
雇う人のためのルールです！

最低賃金



業務改善助成金

裏面・HP

最低賃金に関するお問い合わせは群馬労働局もしくは最寄りの労働基準監督署へ

群馬労働局労働基準部賃金室 ☎ 027-896-4737

Web 群馬労働局 最低賃金

検索



https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_tingin.html

業務改善助成金のお問い合わせ

業務改善助成金センター ☎ 0120-366-440

業務改善助成金の申請先

群馬労働局雇用環境・均等室 ☎ 027-896-4739

Web 厚生労働省 業務改善助成金

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

最低賃金

- ◇年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含む、群馬県で働く全ての労働者に適用！
- ◇最低賃金未満の労働契約は、無効！最低賃金額が適用！
- ◇都道府県ごとに決められ、毎年改正検討！
- ◇産業によっては、特定最低賃金が適用！
- ◇地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！

最低賃金の比較方法

① 時間給の場合 時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

② 日給の場合 日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

③ 月給の場合 月給 \div 1か月の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

④ 上記①～③の組み合わせの場合
例えば基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合 それぞれ上記の①、③の式により時間額を換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

業務改善助成金

中小企業事業者の皆さんご存知ですか？

業務改善助成金（賃金引上げ支援のための助成金）は、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成する制度です。



令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の 引き上げ計画

設備投資等の計画

機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

対象事業者・申請の単位など

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がないこと**



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

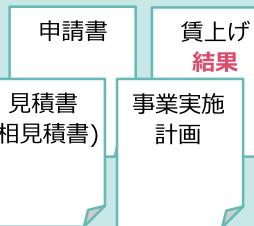
【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、
・賃金引上げ計画書
・事業実施計画書
が必要です。



事業場規模
50人未満で
あればこちら
も適用

一定の期間*に事業
場内最低賃金を引き
上げていた場合は、
**賃金引上げ計画は不
要です。** (事業実施
計画は必要です。)



*令和5年4月1日～12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。** (詳しくは中面へ。)

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ (90円コース)
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の考え方

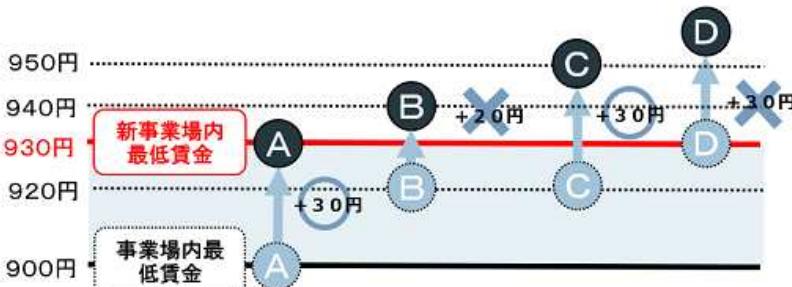
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A : 事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B : 申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C : Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D : 既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可

980円 ■引上げ人数は2名とカウント



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

* 「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧下さい。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に 「関連する経費」*	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※ 「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

検索

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のた事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていたた



PDF 生産性向上のヒント集（令和5年3月作成）[PDF形式：5,196KB] [5.1MB]



PDF 生産性向上のヒント集（令和4年3月作成）[PDF形式：312KB] [7.0MB]

事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある厨房を一度に2食（両手）分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないか検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を標準化したい（社長）

＜導入前＞従業員が手動で食器を運んでいた。　＜導入後＞配膳ロボットが自動で食器を運んでいた。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に縮減

さるなる工夫 セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・瓶盛機を導入している。

実施結果 配膳業務の効率化により、5人が必要だった配膳業務が4人ができるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならなかった。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干したり取り込んだりする手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい（役員）

＜導入前＞車椅子利用者が車椅子を車に運んでいた。　＜導入後＞車椅子利用者が車椅子を車に運んでいた。

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

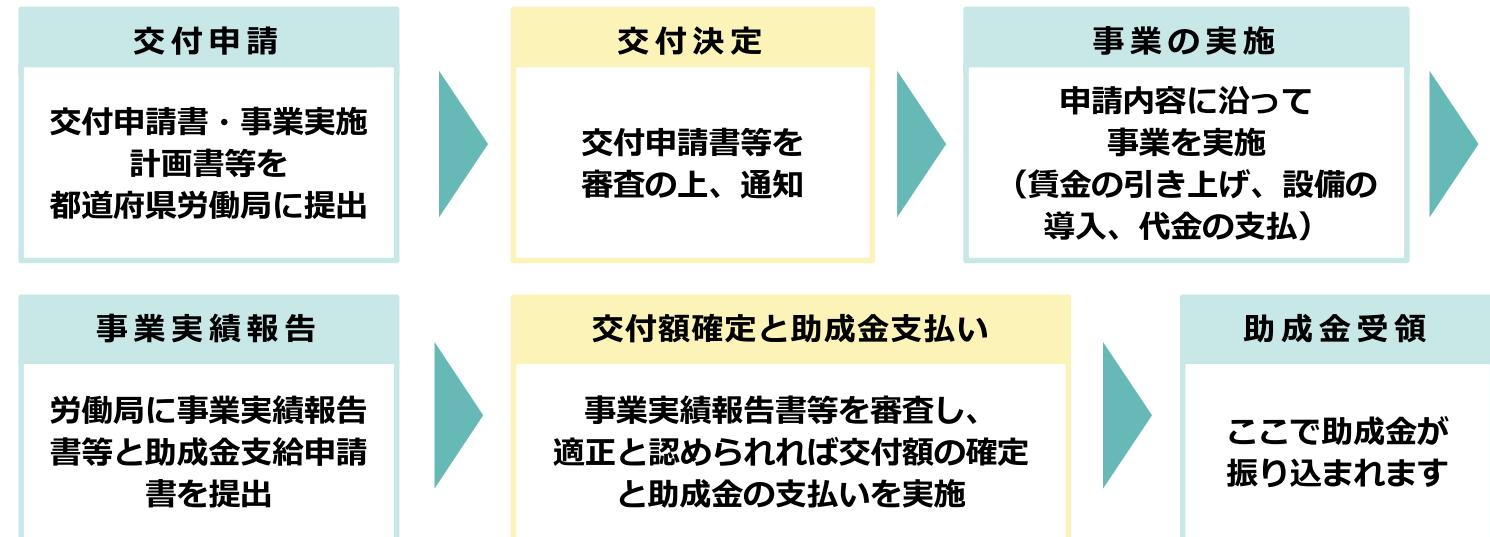
成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案



助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（900円→950円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（905円→950円）を完了

対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（905円→950円）を実施



日本政策金融公庫
店舗検索

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30～17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

業務改善助成金の制度が拡充されます！

資料3

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

今

ま

で

今

ま

で

今

ま

で

拡充後

対象外

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

(先ほどの例)

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

今

ま

で

今

ま

で

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出

- 賃金引き上げ計画
- 事業実施計画（設備投資等の計画）

事業実施計画
賃上げ計画
を提出し、計画の審査を受けます。
(審査の上、交付決定を受けたら)

- 計画に基づく賃上げの実施
- 計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

対象に！

対象
事業場規模50人未満のみ
2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提
出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

- 賃金引き上げ結果
- 事業実施計画（設備投資等の
計画）

事業実施計画
賃上げ結果

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査
支給

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

* 「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索

